

日薬業発第 153 号  
令和 5 年 7 月 28 日

都道府県薬剤師会会長殿

日 本 薬 剤 師 会  
会 長 山 本 信 夫  
( 会 長 印 省 略 )

### 薬剤師の処遇改善に関する要望について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

日本病院薬剤師会ならびに本会は、このたび連名で「1. 薬剤師俸給表の創設」、「2. 薬剤師に対する「初任給調整手当」の適用」の二点について、別添の厚生労働大臣宛要望書を同 医薬・生活衛生局長を通じ提出いたしましたので、情報提供いたします。

昨今、全国的な病院薬剤師の不足解消が喫緊の課題として挙げられているところですが、勤務薬剤師の給与は、国家公務員の俸給表（医療職俸給表（二））を使用、またはそれに準拠し設定されていることが多く、これにより薬局薬剤師との初任給額の格差が生じ、また薬局の管理薬剤師と比較し、病院薬剤師の給与が大きく下回っていることが報告されています。また、薬剤師と同様に 6 年間の専門教育を必須とする医師、歯科医師よりも薬剤師の初任給は下回り、初任給調整手当も適用されません（「参考資料」参照）。

これらの現状を鑑み、薬剤師の業務内容や経験に応じた処遇改善の対応が切に必要と考えられるため、今般、両会会長連名で本要望を行うものです。

会務ご多用のところ誠に恐縮ながら、本件についてご了知いただき、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

日病薬発第 2023-88 号  
日薬発第 112 号  
令和 5 年 7 月 24 日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 殿

一般社団法人 日本病院薬剤師会  
会 長 武 田 泰 生



公益社団法人 日本薬剤師会  
会 長 山 本 信 夫



### 薬剤師の処遇改善に関する要望について

平成 24 年 4 月から 6 年制課程を修了した薬剤師が社会に輩出され、医療機関、薬局、医薬品店舗販売業、教育機関、行政、企業など多くの業種で活躍しております。

その中でも、病院薬剤師については、病棟業務をはじめとして外来患者の対応やタスク・シフト／シェアへの対応など、多岐にわたる業務を期待されているものの、全国的な病院薬剤師の不足の解消が喫緊の課題として挙げられております（資料 1）。

現在、勤務薬剤師の給与については、国家公務員にあつては、法律（一般職の職員の給与に関する法律）及び人事院規則の定めに基づき医療職（二）俸給表（以後、医（二）俸給表と略す。）が適用されており、また、国家公務員以外の勤務薬剤師についても、医（二）俸給表に準じて給与が設定されていることが多いことから、国家公務員薬剤師の俸給表は多くの勤務薬剤師の給与に大きな影響を与えております（資料 2）。

わが国の医療において、6 年間の専門教育を必須とする職種は医師、歯科医師、薬剤師となっておりますが、薬剤師の初任給は医師・歯科医師と比較して大きく下回っております（資料 3）。さらに、医師、歯科医師には初任給調整手当が適用されており、採用による欠員の補充が困難な程度に応じて支給要件が細かく設定されておりますが、薬剤師には適応がありません（資料 4）。

過去 10 年の薬系大学卒業生の就職動向を見ると、年々病院・診療所薬剤師に就職する薬学生が減少しており採用が困難な状況になっております。一方で薬局へ就職する薬学生は大きく増加しております（資料 5）。このような現象を引き起こしている主要な要因の一つとして病院と薬局における初任給額の格差が指摘されております（資料 6）。

また、病院薬剤師と薬局薬剤師の給与では、全体として病院薬剤師の年収は薬局薬剤師（管理薬剤師以外）の年収と比較して若干上回りますが、管理薬剤師と比較すると大きく下回ることが報告されております（資料 7）。

従いまして、薬剤師の業務内容や経験に応じた処遇改善の対応が切に必要と考えております。

つきましては、以下の薬剤師の処遇改善に関する要望事項について、格段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

1. 薬剤師俸給表の創設

2. 薬剤師に対する「初任給調整手当」の適用

## 参考資料

- 資料 1 病院薬剤師の欠員状況
- 資料 2 国家公務員医療職俸給該当職種
- 資料 3 国家公務員薬剤師初任給
- 資料 4 初任給調整手当の概要
- 資料 5 過去 10 年間の薬系大学卒業生の就職動向
- 資料 6 新規学卒者の標準的な初任給額（病院・薬局 調査）
- 資料 7 職種別常勤職員 1 人平均給料年(度)額

## 資料 1 病院薬剤師の欠員状況

常勤薬剤師の欠員があると回答した病院の割合は、全体の約半数にのぼる（49.3%）。

病床区分	20～49 床	50～99 床	100～ 299 床	300～ 499 床	500 床 以上	合計
全病院数（施設）	208	597	1,635	736	332	3,508
常勤薬剤師の欠員があると回答した病院数（施設）	32	178	809	456	254	1,729
常勤薬剤師の欠員があると回答した病院の割合（%）	15.4%	29.8%	49.5%	62.0%	76.5%	<u>49.3%</u>

出典）令和 4 年度病院薬剤部門の現状調査

（一般社団法人 日本病院薬剤師会）

## 資料2 国家公務員医療職俸給表該当職種

### 1. 医療職俸給表（一）該当職種

医師、歯科医師

### 2. 医療職俸給表（二）該当職種

薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、  
視能訓練士、言語聴覚士 など

### 3. 医療職俸給表（三）該当職種

保健師、助産師、看護師 など

国家公務員の俸給表を使用または準拠している病院の常勤薬剤師数は、全体の25.2%であり、国家公務員薬剤師の俸給表は勤務薬剤師の給与に大きな影響を与えている。

病床区分	20～49 床	50～99 床	100～ 299床	300～ 499床	500床 以上	合計
病院の常勤薬剤師数（人）	314	1,351	8,553	11,103	12,684	34,005
国家公務員の俸給表を使用または準拠している病院の常勤薬剤師数（人）	4	208	604	1,581	6,162	8,559
該当する薬剤師の割合（%）	1.3%	15.4%	7.1%	14.2%	48.6%	<u>25.2%</u>

出典) 令和4年度病院薬剤部門の現状調査

(一般社団法人 日本病院薬剤師会)

### 資料3 国家公務員医療職の初任給

(一般職の職員の給与に関する法律)

俸給種別	職種	学歴	初任給	俸給月額
医療職 (二)	薬剤師	大学6卒	2級15号俸	213,600円

俸給種別	職種	学歴	初任給	俸給月額
医療職 (一)	医師	博士課程修了	1級25号俸	337,300円
	歯科医師	大学6卒	1級1号俸	253,600円

俸給種別	職種	学歴	初任給	俸給月額
医療職 (二)	診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	大学卒	2級1号俸	191,500円
		短大3卒	1級17号俸	181,100円

俸給種別	職種	学歴	初任給	俸給月額
医療職 (三)	保健師	大学卒	2級11号俸	216,000円
		短大3卒	2級5号俸	204,900円
	看護師	短大3卒	2級5号俸	204,900円
		短大2卒	2級1号俸	197,000円

最短の年齢(24歳)で免許取得した薬剤師の俸給月額と最短の年齢(21歳)で短大3卒の学歴で看護師になり3年経過した時点(24歳)の俸給月額(2級17号俸を想定)を比較した場合、前者が213,600円で後者が224,100円となり、前者の方の金額が10,500円少なくなる。

## 資料4 初任給調整手当の概要

### 一般職の職員の給与に関する法律（抄）

#### （初任給調整手当）

第十条の四 次の各号に掲げる官職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第四号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号から第三号までに掲げる官職に係るものにあつては、採用後人事院規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 一 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の官職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額四十一万四千八百円
  - 二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる官職（前号に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの 月額五万八千八百円
  - 三 科学技術に関する高度な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる官職（前二号に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの 月額十万円
  - 四 前三号に掲げる官職以外の官職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額二千五百円
- 2 前項の官職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前二項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

### 人事院規則九—三四（初任給調整手当）（抄）

#### （支給官職）

第二条 給与法第十条の四第一項第一号に規定する官職は、医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の官職で次の各号に掲げるものとする。

- 一 離島その他のへき地及び沖縄県に所在する官署に置かれる官職で採用による欠員の補充が著しく困難であると人事院が認めるもの
- 二 人口が少ない市及び町村に所在する官署に置かれる官職で採用による欠員の補充が相当困難であると人事院が認めるもの



- 三 前二号に掲げる官職以外の官職で給与法第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域以外の地域に所在する官署（同項の人事院規則で定める官署を除く。）に置かれるもの又は同条の規定による地域手当の級地が五級地、六級地若しくは七級地とされる地域に所在する官署（当該級地が一級地、二級地、三級地又は四級地とされる官署を除く。）若しくは当該級地が五級地、六級地若しくは七級地とされる官署に置かれる官職
- 四 給与法第十一条の三の規定による地域手当の級地が四級地とされる地域に所在する官署（当該級地が一級地、二級地又は三級地とされる官署を除く。）又は当該級地が四級地とされる官署に置かれる官職
- 五 給与法第十一条の三の規定による地域手当の級地が一級地、二級地若しくは三級地とされる地域に所在する官署又は当該級地が一級地、二級地若しくは三級地とされる官署に置かれる官職
- 2 給与法第十条の四第一項第二号に規定する官職は、行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、教育職俸給表（一）、教育職俸給表（二）及び研究職俸給表の適用を受ける職員の官職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とすると人事院が認めるものとする。ただし、給与法第十条の二第一項の規定に基づき規則九一一七（俸給の特別調整額）で指定する官職で同規則の規定による俸給の特別調整額に係る区分が一種のものを除く。
- 3 給与法第十条の四第一項第三号に規定する官職は、研究職俸給表の職務の級三級以上の職員の官職のうち科学技術に関する高度な専門的知識を必要とする官職（前項に規定する官職を除く。）で、顕著な業績等を有する者をもつて充てる必要があり、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると人事院が認めるものとする。

## 資料5 過去10年間の薬系大学卒業生の就職動向

年々、病院・診療所に就職する薬学生が減少してきている。

(9年前より790人、9.2%減少)

### 1. 人数

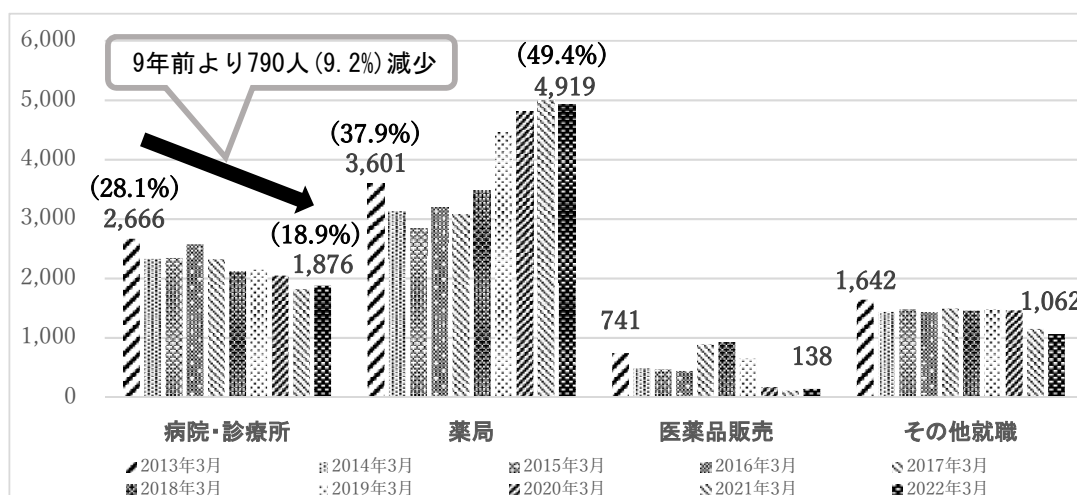
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
病院・診療所	2,666	2,328	2,346	2,573	2,323	2,119	2,148	2,045	1,823	1,876
薬局* <sup>1</sup>	3,601	3,134	2,846	3,199	3,070	3,475	4,455	4,814	4,989	4,919
医薬品販売業* <sup>2</sup>	741	488	467	443	890	931	656	169	109	138
その他就職	1,642	1,437	1,483	1,430	1,495	1,455	1,481	1,461	1,149	1,062

### 2. 割合(%)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
病院・診療所	28.1	27.3	26.8	27.4	24.1	22.1	20.7	19.7	18.5	18.9
薬局* <sup>1</sup>	37.9	36.7	32.5	34.0	31.9	36.3	42.8	46.5	50.5	49.4
医薬品販売業* <sup>2</sup>	7.8	5.7	5.3	4.7	9.2	9.7	6.3	1.6	1.1	1.4
その他就職	17.3	16.8	16.9	15.2	15.5	15.2	14.2	14.1	11.6	10.7

\* 1 薬局：保険薬局、ドラッグストアの調剤部門をいう。

\* 2 医薬品販売業：一般販売業（ドラッグストア等）、卸売販売業をいう。



出典) 薬系大学卒業生・大学院修了者 就職動向調査の集計報告 (一般社団法人 薬学教育協議会)

## 資料6 新規学卒者の標準的な初任給額（病院・薬局 調査）

新規学卒者の標準的な初任給額（基本給・賞与の他、各種手当を含めた年額）について、病院では平均 372.7 万円（中央値 372.0 万円）、薬局では平均 415.3 万円（中央値 400.0 万円）と、病院と薬局では平均値で 40 万円以上の差があった。

### 1. 病院の新規学卒者の標準的な初任給額（万円）

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
全体	n=497	372.7	74.7	372.0	214	740
二次医療圏人口 10 万人未満	n=96	374.4	80.2	360.0	228	650
二次医療圏人口 10 万人以上 20 万人未満	n=85	386.9	94.4	375.0	216	740
二次医療圏人口 20 万人以上 50 万人未満	n=177	366.6	67.1	370.0	228	700
二次医療圏人口 50 万人以上	n=139	370.8	64.3	376.0	214	600

### 2. 薬局の新規学卒者の標準的な初任給額（万円）

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
全体	n=637	415.3	83.6	400.0	234	800
二次医療圏人口 10 万人未満	n=123	440.2	87.7	430.0	234	750
二次医療圏人口 10 万人以上 20 万人未満	n=133	414.5	85.6	400.0	240	700
二次医療圏人口 20 万人以上 50 万人未満	n=196	411.3	83.6	410.2	240	800
二次医療圏人口 50 万人以上	n=185	403.5	75.7	400.0	240	700

出典) 薬剤師確保のための調査・検討事業報告書

(令和 3 年度厚生労働省医薬・生活衛生局総務課委託事業)

## 資料7 職種別常勤職員1人平均給料年(度)額(令和3年実施)

病院薬剤師と薬局薬剤師の平均給料年(度)額では、病院薬剤師の年収は薬局薬剤師の年収と比較して上回るが、管理薬剤師と比較すると大きく下回る。

### 1. 病院 (単位:円)

薬剤師	国立	公立	公的	社会保険関係法人	医療法人	全体
平均給料年(度)額①	4,452,890	4,576,186	4,541,475	4,557,124	4,443,030	4,432,387
賞与②	1,264,195	1,359,661	1,253,198	1,428,398	803,885	1,069,495
①+②	5,717,085	5,935,847	5,794,673	5,985,523	5,246,915	5,501,882

(注1). 給料(本俸又はこれに準ずるもの)には、扶養手当、時間外勤務手当、役付手当、通勤手当などの労働の対価として職員に支給したものすべてが含まれる。

(注2). 病院の給与・賞与については、当該施設に所属する職員に支給された金額を調査したものである。

### 2. 薬局 (単位:円)

#### 1) 管理薬剤師

管理薬剤師	個人	法人	全体
平均給料年(度)額①	—	6,459,285	6,456,788
賞与②	—	755,572	750,265
①+②	—	7,214,857	7,207,054

(注) 個人薬局の管理薬剤師は調査対象外

#### 2) 薬剤師

薬剤師	個人	法人	全体
平均給料年(度)額①	3,460,883	4,164,116	4,153,662
賞与②	221,050	571,957	566,740
①+②	3,681,933	4,736,072	4,720,402

(注1). 保険薬局の給与・賞与については、当該施設に所属する職員に支給された金額を調査したものである。

(注2). 個人立の保険薬局においては、開設者の報酬に相当する部分は含まれていない。

出典) 第23回医療経済実態調査(医療機関等調査) 令和3年実施(中央社会保険医療協議会)